

第八十九号議案

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行による株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。